

小竹町農業委員会第13回総会議事録

1 開催日時 令和3年8月10日 午前10時00分から

2 開催場所 小竹町役場 1階 103・104会議室

3 出席委員（6人）

| | | | |
|---------|----|----|-----|
| 会長 | 1番 | 川村 | 光一 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 田中 | 善範 |
| 委員 | 4番 | 古森 | 憲 |
| | 5番 | 本松 | 雄一郎 |
| | 6番 | 西本 | 敏治 |
| | 7番 | 石川 | 壽治 |

4 欠員 1人

欠席委員（1人）

3番 山本 芳久

5 議事日程

第1 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第2 議案第43号 農業振興地域整備計画の変更協議について

第3 議案第44号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について

その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 細川 征史、書記 松尾 政利 今村 貴史

7 会議の概要

会長 これより、小竹町農業委員会第13回総会を開会いたします。

議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

全委員 （異議ない旨を述べる。）

会長 それでは、7番 石川委員・2番 田中委員にお願いいたします。会期は令和3年8月10日午前10時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村

貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。

議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

令和3年7月6日付けで農地法第5条第1項の規定による許可申請が事務局に提出され受理しました。

譲受人は、[redacted]番地 [redacted]
[redacted] 氏 [redacted] 氏

譲渡人は、[redacted]番地 [redacted]
[redacted] 氏

[redacted]番 [redacted]

[redacted] 氏
[redacted]大字 [redacted]

[redacted] 氏
[redacted]大字 [redacted]

[redacted] 氏

[redacted] 氏
[redacted]大字 [redacted]

[redacted] 氏

土地の表示は1筆で、大字 [redacted]番 [redacted]、地目：畑 地積：436㎡
転用目的は、住宅敷地、着工は令和3年11月15日から令和4年3月15日までです。

参考事項として位置は [redacted]付近で、農地区分は第2種農地となります。
用排水は給水：有、雨水：有（水路放流）、汚水及び雑排水：有（公共下水道）
です。

都市計画法の非線引無指定地域で農振地域外となります。

また、水利承諾については無条件にて承諾です。

この申請について、ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 当該土地は [redacted]地区ですので、現地の状況について、地区担当の西本委員からご説明をお願いします。

西本委員 当該農地については、周囲の農地は既に宅地に転換されており、ここを転用しても、勝野区の農業に影響は及ばないと思われま

会長 この案件について、ご質問はありませんか。
質問がないようですので、本案について、承認したいと思っておりますがよろしいで

しょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案は賛成多数で承認されました。

次に日程第2議案第43号「農業振興地域整備計画の変更協議について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。議案第43号「農業振興地域整備計画の変更協議について」令和3年7月26日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[] 大字 [] 番地 []

[] 氏

土地の表示は4筆で、大字 [] 番 地目：田 現況：田 地積：581㎡

大字 [] 番 地目：田 現況：田 地積：109㎡

大字 [] 番 地目：田 現況：田 地積：757㎡

大字 [] 番 地目：田 現況：田 地積：581㎡

申請理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、意見を求める。と令和3年7月26日付けで [] から事務局に提出され受理いたしました。編入内容は、上記4筆を近隣の企業が作業機材置場として利用するためとのことです。この申請について、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 当該土地は [] 地区ですので、現地の状況について、地区担当の本松委員に説明願います。

本松委員 既に30年以上前から農地として使われておらず、私が小学生頃の時期には既に現在の建物が建っていました。農地とは認められる現状ではないと思われま。現時点で底地が削られている状態でしたので、それについては事務局にて指導をお願いします。

会長 この案件について、ご質問はありませんか。

質問がないようですので、本案について、承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案は賛成多数で承認されました。

次に日程第3議案第44号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いします。議案第38号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」令和3年7月26日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[]大字[]番地[]
小竹町長 []氏 氏

申請理由は、経営基盤強化促進法施行例第2条より、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更となり、それに伴い、各市町村にて策定している基本構想の見直しが必要となり、この度申請したとのこと。従来の小竹町の基本構想と本議案の構想案の違いについては、資料の新旧対照表のとおりとなります。この申請について、ご審議の程よろしくお願いたします。

会長 この案件について、ご質問はありませんか。

田中委員 14ページにある年間労働時間が2,000時間とあるが、目標値としては高すぎるのではないか。

事務局 認定農業者の農業改善計画では概ね1,800時間を目指しているので、それに併せて修正します。

田中委員 所得目標については、何を基準にしたのか？

事務局 県から提供された資料を基に作成しています。資料の中では収入源としてボーナスも入っていましたが、農家の収入にボーナスという収入はありませんので除外しました。

西本委員 今回の指摘事項を加味した修正案をまた、提示して欲しい。

事務局 次回、皆様に御提示させていただきます。

会長 他に、ご質問はありませんか。
質問がないようですので、本案について、承認したいと思いますよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案は賛成多数で承認されました。
本日の議事日程はすべて終了しましたが、その他について事務局から何かありますか。

事務局 (その他事項について、事務局より説明)

会長 以上ですべての議案が審議されましたので、これで第13回総会を閉会いたします。

上記は、8月10日開催の第13回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長並びに署名委員が署名する。

令和3年8月10日

議長 川村 光一

署名人

7番 石川 壽治

2番 田中 善範

